

社会福祉法人 釧路創生会
ケアハウスよねまち
「特定施設入居者生活介護」
「介護予防特定施設入居者生活介護」
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(北海道指定 第0174142208号)

当事業所はご利用者に対して特定施設入居者生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

目 次

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の体制
4. 契約締結からサービス提供までの流れ
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. サービスの利用に関する留意事項
7. サービス提供における事業者の義務
8. 事故発生時の対応
9. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）
10. 苦情の相談について

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 釧路創生会 |
| (2) 法人所在地 | 釧路市春採7丁目9番8号 |
| (3) 電話番号 | 0154-46-7233 (代表) |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 高橋 雅裕 |
| (5) 設立年月日 | 平成5年12月1日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 特定施設入居者生活介護
介護予防特定施設入居者生活介護
平成27年5月1日指定・北海道第0174142208号 |
| (2) 事業の目的 | 社会福祉法人釧路創生会が開設するケアハウスよねまちが行う指定特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び設備、管理運営に関する事項を定め、指定特定施設入居者生活介護の円滑な運営管理を図ることを目的とします。 |
| (3) 事業所の名称 | ケアハウスよねまち |
| (4) 事業所の所在地 | 釧路市米町4丁目3番15号 |
| (5) 電話番号 | 0154-43-3343 |
| (6) 施設長氏名 | 得能 良枝 |
| (7) 当事業所の運営方針 | 指定特定施設入居者生活介護の従事者は、施設サービス計画に基づき、要介護状態になったお客様の心身の特性をふまえて、お客様が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、お客様の心身機能の維持を図るよう支援します。 |
| (8) 開設年月日 | 平成27年5月1日 |
| (9) 当事業所が行っている業務 | |

[居宅介護支援事業所]

- ①はるとりの里居宅介護支援事業所 平成12年4月1日指定・北海道第0174100131号
②さくらの里居宅介護支援事業所 平成25年4月1日指定・北海道第0174101261号

[訪問介護事業]

はるとりの里 ホームヘルパーステーション

平成12年4月1日指定・北海道第0174100131号

[通所介護事業]

- ① 老健たいよう通所リハビリテーション
平成12年4月1日指定・北海道第0154180038号
- ②白樺デイサービスセンター 平成12年4月1日指定・北海道第0174100057号
- ③はるとりの里デイサービスセンター平成12年4月1日指定・北海道第0174100131号
- ④さくらの里デイサービスセンター 平成25年4月1日指定・北海道第0174101261号

[短期入所事業]

- ①老健たいようショートステイ 平成18年3月20日指定・北海道第0174100974号
- ②はるとりの里ショートステイ 平成12年4月1日指定・北海道第0174100131号
- ③さくらの里ショートステイ 平成19年4月1日指定・北海道第0174101261号

[介護老人保健施設]

社会福祉法人釧路創生会 老人保健施設 老健たいよう
平成12年4月1日指定・北海道第0154180038号

[介護老人福祉施設]

社会福祉法人釧路創生会 特別養護老人ホーム はるとりの里
平成12年4月1日指定・北海道第0174100131号

社会福祉法人釧路創生会 特別養護老人ホーム さくらの里
平成19年4月1日指定・北海道第0174101261号

[特定施設入居者生活介護事業]

社会福祉法人釧路創生会 軽費老人ホーム ケアハウス やまざくら
平成28年10月1日指定・北海道第0174142349号

[障害福祉サービス事業]

はるとりの里 ホームヘルパーステーション
平成11年11月1日指定・北海道第0114100548号

社会福祉法人釧路創生会 釧路創生会 釧路創生会就労継続支援A型事業所
令和2年4月1日指定・北海道第0114102072号

社会福祉法人釧路創生会 釧路創生会 就労継続支援A型事業所さくら
令和6年9月15日指定・北海道第0114102544号

- (10) ケアハウス入居定員 50人
- (11) 指定特定施設入居者生活介護の利用定員 50人
- (12) 居室等の概要 当施設の居室は、全室個室で、「介護が出来る一般居室」となっております。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	50室	
食堂	1室	1階

機能訓練室	1室	1階
浴室	3室	介護用浴室1室（1階）・一般浴室2室（3階、4階）

3. 職員の体制

当事業所では、ご契約に対して特定施設入居者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数	常勤換算	指定基準	適用
(1) 施設長	1名	1名	1名	1名
(2) 生活相談員	1名	1名	1名	1名
(3) 介護職員	8名	8名	8名	8名
(4) 看護職員	1名	1名	1名	1名
(5) 計画作成担当者	1名	1名	兼務可1名	兼務可1名
(6) 機能訓練指導員	1名	1名	兼務可1名	兼務可1名

4. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 契約締結から「施設サービス計画書（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

(契約書第3条参照)

① 当施設の介護支援専門員等に施設サービス計画書の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

↓

② 介護支援専門員は施設サービス計画書の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

↓

③ 施設サービス計画書は、介護認定有効期間もしくはお客様及びその代理人等の要請に応じて、変更の必要性があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、お客様及びその代理人等と協議して、施設サービス計画書を変更いたします。

↓

↑

④ 施設サービス計画書が変更された場合には、お客様に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険給付サービス

食事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士のたてる献立表により、一日三回栄養とおお客様の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事は基本的に食堂で食べていただきます。体調不良等、やむを得ない場合は、居室に配膳させていただきます。 ・必要時には食事介助も行います。 ・食事時間・・・朝食 7：30～ 8：00 昼食 12：30～13：00 夕食 17：30～18：00
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて週2回の入浴または清拭を行います。
居室清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様がケアプラン上で支援が必要と認められた場合、施設職員が週に一回、居室の清掃を支援します。
洗濯	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様がケアプラン上で支援が必要と認められた場合、施設職員により週に1回洗濯を支援します。
福祉用具の貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン上で必要と思われる福祉用具に関しましては、当施設が用意し、お客様に貸し出し致します。（ただし、一般的な物に限ります。）
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員による健康相談・管理が受けられます。
通院介助	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関に限り、通院の送迎・同行を行います。 ・その他の医療機関に関しては、ケアプラン上で支援が必要と認められた場合実施します。

機能訓練	・心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施。
夜間帯の巡回	・ケアプラン上で必要と思われる場合、お客様及びお客様の代理人の同意のもと、実施する場合があります。
その他	・その他ケアプラン上支援が必要とされることに関しては、適宜協議し、対応させていただきます。

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
複写物の交付	・ご利用者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担していただきます。
1週間に2回を超える入浴	・1週間に2回を超える入浴に関しては、1回530円負担していただきます。

(3) 介護の場所について

基本的にその居室において、サービスを提供します。

(4) 利用料金について

「別表1」のとおり、ケアハウス利用料と介護保険自己負担分に加え、各自実費分電気料、上下水道料、給湯燃料費、プラザよねまち入浴料を含んだ金額を毎月お支払いいただくことになります。介護保険の加算につきましては、次の通りです。

加 算	加 算 内 容
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	・介護職員のうち、介護福祉士が70%以上配置されていることに対する体制加算。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	・介護実績に応じた、介護職員の処遇改善に使用される加算であり、基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に12.2%を乗じた単位数を算定させていただきます。

※「別表1」、ケアハウスよねまち利用料金表をご確認ください。

(5) 利用料金のお支払い方法について

利用料は当月分のケアハウス利用料に前月分のその他利用料と、介護保険サービス利用料の合計額をお客様が指定する金融機関口座から自動引き落としさせていただきます。

(一部金融機関は対応出来ない場場合があります。)

引き落とし日は毎月20日(金融機関休業日は翌日)となります。なお、口座をお持ちで

ない場合は新規口座開設をお願いいたします。利用料・その他利用料は、月初めに請求書によりお知らせいたします。

(6) 協力医療機関について

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人太平洋記念みなみ病院
院長名	佐藤 明人
所在地	釧路市春採7丁目9番7号
電話番号	0154-46-3162
診療科	内科、消化器科、呼吸器科、
入院設備	ベッド数80床
救急指定の有無	無

②協力歯科医療機関

名称	上島歯科医院
院長名	上島崇聖
所在地	釧路市緑ヶ岡2丁目38番15号
電話番号	0154-41-8211

6. サービスの利用に関する留意事項

- ・当施設では、寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
- ・当施設では、施設での生活を充実したものとするために、適宜レクリエーション・行事を企画します。
- ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、お客様及びご家族の状況によっては代行します。
- ・行事等によりやむを得ず入浴などの援助が中止または時間変更・延期になる場合があります。
- ・希望されても、自立を妨げると考えられるサービスは行うことができません。

7. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①お客様の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮します。
- ②お客様に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、お客様または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ③事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たお客様または代理人に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。当事業所を退職後も、就業中に業務上知り得たお客様、その代理人の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らす事のないように配慮します。ただし、お客様の緊急な医療上の必要性がある場合には、あらかじめお客様及びその代理人から同意を得、医療機関等にお客様の心身等の情報を提供する他、お客様に係るサービス担当者会議等での利用など正当な理由がある場合にはあらかじめお客様及びその代理人から同意を得、お客様及びその代理人の情報を提供します。

8. 事故発生時の対応

(契約書第12条参照)

お客様に対するサービスの提供による事故が発生した場合には速やかに、市町村、お客様の代理人に連絡を行うとともに、次の措置を講じます。

- ①お客様の状況及び事故に際して行った処置について記録します。
- ②当施設の責任によりお客様に生じた損害については、当施設は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、お客様にも故意又は重大な過失が認められる場合には、当施設の損害賠償責任を減じる場合があります。

(損害賠償がなされない場合)

以下の場合には、当施設の責めに帰すべき事由が認められない限り、お客様に生じた損害を賠償いたしません。

- ①お客様が、契約締結時に、ご自身の心身の状況や病歴等について、故意に告げず、または虚偽に告げたことが主たる原因として発生した損害。
- ②お客様が、サービスの実施にあたって必要な事項（その日の体調や健康状態等）を当施設が確認する際に、故意に告げず、虚偽に告げたことが主たる原因として発生した損害。
- ③お客様の、急な体調の変化等、当施設の実施したサービスを原因としない事由を主たる原因として発生した損害。
- ④お客様が、当施設もしくはサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為を主たる原因として発生した損害。

9. サービス利用をやめる場合

(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日からお客様の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までにお客様から契約終了の要請がない場合には、契約は更

に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に次のような事項に該当するに至った場合は、当施設との契約は終了します

(1) サービスの利用中止について

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

1. お客様が死亡したとき。
2. 要介護認定によりお客様が自立と判定されたとき。
3. 入居契約が終了したとき。
4. お客様が、他の事業所の提供する介護サービスの利用を選択したとき。
5. 特定施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退したとき。
6. 本契約が解約又は解除されたとき。

(2) 当施設からの契約解除について

当施設は、お客様が次の各項に該当する場合には、お客様に対して14日間の予告期間をおいて、この契約を解除することができます。

1. 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を3ヶ月分以上滞納した時。
2. お客様の行動が、他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがありかつお客様に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき。
3. お客様が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺を犯す危険性が極めて大きいと認められるとき。
4. 故意に法令違反その他の重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

(3) お客様からの中途解約・契約解除の申し出

お客様は、当施設に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合、7日以内の予告期間をもって当施設に通知するものとします。ただし、以下の場合には即時に契約を解約・することができます。

1. 当施設が正当な理由なく本契約に定める特定施設サービスを実施しない場合。
2. 当施設が、守秘義務に違反した場合。
3. 当施設が、故意または、過失によりお客様の身体・財物・信用を傷つけ、又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
4. 他の利用者が、お客様の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、当施設が適切な対応を取らない場合。

10. 苦情等の相談について

当施設に対する苦情や相談等に適切に対応するため、次のとおり体制を整えております。また、ケアハウスよねまち玄関前に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくことができますので、お気軽にご相談ください。

(1) 苦情解決責任者及び苦情解決受付担当者

事業所	苦情解決責任者	苦情受付担当者
ケアハウスよねまち	施設長 得能良枝	介護支援専門員 小椋真知子

※受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～18：00

(2) 第三者委員

- ① 山崎 富男（緑ヶ岡貝塚地区社会福祉協議会会長）
- ② 牧野 優三（春採下町連合町内会会長）

(3) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。（第三者委員に直接苦情を申し出るときは、連絡先を受付担当者にお問い合わせください。）

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 行政機関その他苦情受付機関

釧路市保健福祉部	所在地	釧路市黒金町7丁目5番地
	電話番号	0154-23-5151
	FAX	0154-32-2003
	受付時間	9:00~17:00
北海道保健福祉部福祉局 施設運営指導課	所在地	札幌市中央区北3条西6丁目
	電話番号	011-204-5274
	FAX	011-232-1097
	受付時間	9:00~17:00
北海道国民健康保険団体連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館
	電話番号	011-231-5161
	FAX	011-233-2178
	受付時間	9:00~17:00
北海道福祉サービス運営適正化委員会	所在地	札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2・7
	電話番号	011-204-6310
	FAX	011-204-6311
	受付時間	9:00~17:00

令和 年 月 日

特定施設入居者生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ケアハウスよねまち

説明者

氏名

印

私は、本書面に基づいて当施設から重要事項の説明を受け、特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用契約者

住所

氏名

印

上記代理人

住所

氏名

印